

る場合を含む。)に規定する政令で定める法人の株式(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。)又は出資を有する場合には、当該認定承継会社等が当該株式又は出資を有していなかつたものとして計算した価額に百分の二十を乗じて計算した価額と当該株式又は出資の価額との合計額)

四 第七十条の七の六第一項に規定する特例対象非上場株式等又は第七十条の七の八第一項に規定する特例対象相続非上場株式等 零(当該

特例対象非上場株式等に係る第七十条の七の六第二項第一号に規定する特例認定承継会社若しくは当該特例認定承継会社の同号ハに規定する特別関係会社であつて当該特例認定承継会社との間に支配関係(第七十条の七の五第二項第一号ホに規定する支配関係をいう。以下この号において同じ。)がある法人又は当該特例対象相続非上場株式等に係る第七十条の八第二項第二号に規定する特例認定相続承継会社若しくは当該特例認定相続承継会社の同号ハに規定する特別関係会社であつて当該特例認定相続承継会社との間に支配関係がある法人が会社法第二条第二号に規定する外国会社(当該特例認定承継会社の第七十条の七の六第二項第一号ハに規定する特別関係会社に該当するものに限る。)又は第七十条の七の六第十一項若しくは第七十条の七の八第十項において準用する第七十条の二第十四項第十一号に規定する政令で定める法人の株式(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。)又は出資を有する場合には、当該株式又は出資の価額)

五 第七十条の七の十二第一項の規定の適用を受ける同項に規定する認定医療法人の第七十条の九第二項第二号に規定する持分又は第七十条の七の十三第一項の規定の適用を受ける同項に規定する認定医療法人の同号に規定する持分 零

5 5 10 省 略

(相続税及び贈与税の特例に係る修正申告書等の提出等に係る罰則)

第七十条の十三 第六十九条の三第一項若しくは第二項、第七十条第六項(同条第十項において準用する場合を含む。)若しくは第七項(同条第十項において準用する場合を含む。)、第七十条の二第四項、第七十条

る場合を含む。)に規定する政令で定める法人の株式(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。)又は出資を有する場合には、当該認定承継会社等が当該株式又は出資を有していなかつたものとして計算した価額に百分の二十を乗じて計算した価額と当該株式又は出資の価額との合計額)

四 第七十条の七の八第一項の規定の適用を受ける同項に規定する認定医療法人の第七十条の五第二項第二号に規定する持分又は第七十条の七の九第一項の規定の適用を受ける同項に規定する認定医療法人の同号に規定する持分 零

5 5 10 同 上

(相続税及び贈与税の特例に係る修正申告書等の提出等に係る罰則)

第七十条の十三 第六十九条の三第一項若しくは第二項、第七十条第六項(同条第十項において準用する場合を含む。)若しくは第七項(同条第十項において準用する場合を含む。)、第七十条の二第四項、第七十条

の三第四項又は第七十条の七の十四第二項の規定による修正申告書又は期限後申告書（第三項において「修正申告書等」という。）をこれらの申告書の提出期限までに提出しないことにより相続税又は贈与税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

257 省略

（特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減）

第七十四条 個人が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間（次項において「特定期間」という。）に同法第十条第二号に規定する認定長期優良住宅で住宅用家屋に該当するもの（以下この条において「特定認定長期優良住宅」という。）の新築をし、又は建築後使用されたことのない特定認定長期優良住宅の取得をし、当該個人の居住の用に供した場合には、当該特定認定長期優良住宅の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該特定認定長期優良住宅の新築又は取得後一年以内に登記を受けるものに限り、第七十二条の二及び登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

2 省略

（認定低炭素住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減）

第七十四条の二 個人が、都市の低炭素化の促進に関する法律の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間（次項において「特定期間」という。）に同法第二条第三項に規定する低炭素建築物（同法第十六条の規定により当該低炭素建築物とみなされた同法第九条第一項に規定する特定建築物のうち政令で定めるものを含む。）で住宅用家屋に該当するもの（以下この条において「認定低炭素住宅」という。）の新築をし、又は建築後使用されたことのない認定低炭素住宅の取得をし、当該個人の居住の用に供した場合には、当該認定低炭素住宅の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該認定低炭素住宅の新築又は取得後一年以内に登記を受けるものに限り、第七十二条の二及び登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

2 同上

（特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減）

第七十四条 個人が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間（次項において「特定期間」という。）に同法第二条第三項に規定する低炭素建築物（同法第十六条の規定により当該低炭素建築物とみなされた同法第九条第一項に規定する特定建築物のうち政令で定めるものを含む。）で住宅用家屋に該当するもの（以下この条において「認定低炭素住宅」という。）の新築をし、又は建築後使用されたことのない認定低炭素住宅の取得をし、当該個人の居住の用に供した場合には、当該認定低炭素住宅の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該認定低炭素住宅の新築又は取得後一年以内に登記を受けるものに限り、第七十二条の二及び登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

の三第四項又は第七十条の七の十第二項の規定による修正申告書又は期限後申告書（第三項において「修正申告書等」という。）をこれらの申告書の提出期限までに提出しないことにより相続税又は贈与税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

257 同上

(特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減)

第七十四条の三 個人が、平成二十六年四月一日から平成三十二年三月三十日までの間に宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者が増改築等をした建築後使用されたことのある住宅用家屋で政令で定めるものを当該宅地建物取引業者から取得をし、当該個人の居住の用に供した場合には、当該住宅用家屋の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該住宅用家屋の取得後一年以内に登記を受けるものに限り、第七十三条及び登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

2 省略

(マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等の免税)

第七十六条 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第五号に規定する施行者、同法第五十八条第一項第二号の施行再建マンションの区分所有権若しくは敷地利用権を与えられることとなるもの又は同項第五号の担保権等の登記に係る権利を有する者が、同法の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に、同法第二条第一項第四号に規定するマンション建替事業（良好な居住環境の確保に資するものとして政令で定めるものに限る。）に伴い受ける次に掲げる登記については、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。ただし、第三号に掲げる登記に係る登録免許税にあつては、当該施行再建マンションの区分所有権若しくは敷地利用権を与えられることとなるものが取得する同号の土地に関する権利の価額のうち同法第八十五条の差額又は同法第十一一条第一項に規定する隣接施行敷地の価額に相当する金額に対応する部分として政令で定めるものについては、この限りでない。

一～三 省略

2 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百六十六条に規定する組合が、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十号）の施行の日から平成三十二年三月三十日

(特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減)

第七十四条の三 個人が、平成二十六年四月一日から平成三十年三月三十日までの間に宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者が増改築等をした建築後使用されたことのある住宅用家屋で政令で定めるものを当該宅地建物取引業者から取得をし、当該個人の居住の用に供した場合には、当該住宅用家屋の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該住宅用家屋の取得後一年以内に登記を受けるものに限り、第七十三条及び登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

2 同上

(マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等の免税)

第七十六条 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第五号に規定する施行者、同法第五十八条第一項第二号の施行再建マンションの区分所有権若しくは敷地利用権を与えられることとなるもの又は同項第五号の担保権等の登記に係る権利を有する者が、同法の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間に、同法第二条第一項第四号に規定するマンション建替事業（良好な居住環境の確保に資するものとして政令で定めるものに限る。）に伴い受ける次に掲げる登記については、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。ただし、第三号に掲げる登記に係る登録免許税にあつては、当該施行再建マンションの区分所有権若しくは敷地利用権を与えられることとなるものが取得する同号の土地に関する権利の価額のうち同法第八十五条の差額又は同法第十一一条第一項に規定する隣接施行敷地の価額に相当する金額に対応する部分として政令で定めるものについては、この限りでない。

一～三 同上

2 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百六十六条に規定する組合が、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十号）の施行の日から平成三十年三月三十一日

一日までの間に、マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第九号に規定するマンション敷地売却事業に伴い受ける次に掲げる登記については、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

一〇三 省略

(農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減)

第七十七条の二 農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構が、平成二十六年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に農業經營基盤強化促進法第七条第一号に規定する農地売買等事業により、政令で定める区域内において、同法第四条第一項第一号に規定する農用地その他の政令で定める土地の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十とする。

(認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減)

第八十条 次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、産業競争力強化法第二十四条第二項に規定する認定事業再編計画(同法第二条第十一項に規定する事業再編のうち政令で定めるものについて記載があるものに限る。)に係る同法第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項の認定又は同法第二十六条第二項に規定する認定特別事業再編計画に係る同法第二十五条第一項若しくは第二十六条第一項の認定に係るものであつて同法の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間にされたこれらの認定に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの認定の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一〇六 省略

2 個人が、産業競争力強化法第二百二十八条第二項に規定する認定創業支援等事業計画に係る同法第二百二十七条第一項又は第二百二十八条第一項の

一日までの間に、マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第九号に規定するマンション敷地売却事業に伴い受ける次に掲げる登記については、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

一〇三 同上

(農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減)

第七十七条の二 農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構が、平成二十六年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に農業經營基盤強化促進法第七条第一号に規定する農地売買等事業により、政令で定める区域内において、同法第四条第一項第一号に規定する農用地その他の政令で定める土地の取得をした場合は、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十とする。

(認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減)

第八十条 次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、産業競争力強化法第二十五条第二項に規定する認定事業再編計画(同法第二条第十一項に規定する事業再編のうち政令で定めるものについて記載があるものに限る。)に係る同法第二十四条第一項若しくは第二十五条第一項の認定又は同法第二十七条第二項に規定する認定特定事業再編計画に係る同法第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項の認定に係るものであつて同法の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間にされたこれらの認定に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの認定の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一〇六 同上

2 個人が、産業競争力強化法第二百二十四条第二項に規定する認定創業支援等事業計画に係る同法第二百二十二条第一項又は第二百二十四条第一項の認定を受

認定を受けた市町村（特別区を含む。）の区域内において、当該認定創業支援等事業計画に記載された同法第二条第二十六項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けて会社の設立をした場合には、当該会社の設立の登記に係る登録免許税の額は、財務省令で定めるところにより同法の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる会社の区分による会社の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一～三 省 略

- 3 次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、中小企業等経営強化法第十四条第二項に規定する認定経営力向上計画（同法第十三条第二項第三号の経営力向上の内容として同法第二条第十項に規定する事業承継等を行う旨の記載があるものに限る。）に係る同法第十三条第一項又は第十四条第一項の認定に係るものであつて産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号）の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間にされたこれらの認定に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めることによりこれらの中の認定の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。
- 一 事業に必要な資産の譲受けの場合における不動産の所有権の取得 千分の十六
- 二 合併による不動産の所有権の取得 千分の二
- 三 分割による不動産の所有権の取得 千分の四
- 省 略

- 5 4|3 銀行その他の政令で定める者（以下この条において「銀行等」という。）が、預金保険法第二百二条第一項第一号に規定する第一号措置を行うべき旨の同法第二百五条第四項の内閣総理大臣の決定に基づく預金保険機構による株式の引受け若しくは当該第一号措置に関する株式の取得又は同法第二百二十六条の二第一項第一号に規定する特定第一号措置に係る同法第二百二十六条の二第二項第一号に規定する特定株式等の引受け等を行うべき旨の同条第六項の内閣総理大臣の決定に基づく預金保険機構による株式の引受け若しくは当該特定第一号措置に関する株式の取得であつて政令で定めるもの（平成二十二年四月一日から平成三十二年三月三十

けた市町村（特別区を含む。）の区域内において、当該認定創業支援事業計画に記載された同法第二条第二十五項に規定する特定創業支援事業による支援を受けて会社の設立をした場合には、当該会社の設立の登記に係る登録免許税の額は、財務省令で定めるところにより同法の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる会社の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一～三 同 上

同 上

- 4|3 銀行その他の政令で定める者（以下この条において「銀行等」という。）が、預金保険法第二百二条第一項第一号に規定する第一号措置を行うべき旨の同法第二百五条第四項の内閣総理大臣の決定に基づく預金保険機構による株式の引受け若しくは当該第一号措置に関する株式の取得又は同法第二百二十六条の二第一項第一号に規定する特定第一号措置に係る同法第二百二十六条の二第二項第一号に規定する特定株式等の引受け等を行うべき旨の同条第六項の内閣総理大臣の決定に基づく預金保険機構による株式の引受け若しくは当該特定第一号措置に関する株式の取得であつて政令で定めるもの（平成二十二年四月一日から平成三十年三月三十

一日までの間にされたこれらの決定に係るものに限る。)による資本金の額の増加を行つた場合において、次の各号に掲げる者が当該各号に定める事項について登記を受けるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの決定の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三・五とする。

一・二 省略

(認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減)

第八十一条 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者（中心市街地の活性化に関する法律第五十一条第一項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者をいう。次項において同じ。）が、認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（同条第二項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画をいい、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十号）の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に中心市街地の活性化に関する法律第五十条第四項の規定による経済産業大臣の認定を受けたものに限る。次項において同じ。）に記載された特定民間中心市街地経済活力向上事業（同条第一項に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業をいう。次項において同じ。）の用に供するため、当該認定の日から一年以内に当該特定民間中心市街地経済活力向上事業の実施区域において不動産の所有権の取得をした場合には、当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十とする。

2 省略

(特定国際船舶の所有権の保存登記等の税率の軽減)

第八十二条 海上運送業を営む者で政令で定めるもの（以下この条において「海上運送事業者」という。）が平成十八年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に海上運送法第四十四条の二に規定する国際船舶のうち特に輸送能力の高いものとして政令で定めるもの（以下この条に

日までの間にされたこれらの決定に係るものに限る。)による資本金の額の増加を行つた場合において、次の各号に掲げる者が当該各号に定める事項について登記を受けるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの決定の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三・五とする。

一・二 同上

(認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減)

第八十一条 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者（中心市街地の活性化に関する法律第五十一条第一項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者をいう。次項において同じ。）が、認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（同条第二項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画をいい、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十号）の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間に中心市街地の活性化に関する法律第五十条第四項の規定による経済産業大臣の認定を受けたものに限る。次項において同じ。）に記載された特定民間中心市街地経済活力向上事業（同条第一項に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業をいう。次項において同じ。）の用に供するため、当該認定の日から一年以内に当該特定民間中心市街地経済活力向上事業の実施区域において不動産の所有権の取得をした場合には、当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十とする。

2 同上

(特定国際船舶の所有権の保存登記等の税率の軽減)

第八十二条 海上運送業を営む者で政令で定めるもの（以下この条において「海上運送事業者」という。）が平成十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に海上運送法第四十四条の二に規定する国際船舶のうち特に輸送能力の高いものとして政令で定めるもの（以下この条に

において「特定国際船舶」という。)を建造した場合又は海上運送事業者が当該期間内に第二条第一項第二号に規定する外国法人から特定国際船舶を取得した場合において、これらの海上運送事業者が、建造した特定国際船舶で事業の用に供したことのないもの又は取得した特定国際船舶で航行の安全が確保されているものとして政令で定めるものの所有権の保存の登記を受けるときは、これらの特定国際船舶の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三・五とする。

2 省略

(低未利用土地権利設定等促進計画に基づき不動産を取得した場合の所有権等の移転登記等の税率の軽減)

第八十三条の二 都市再生特別措置法第六第二項第一号の者が、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第二号)の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に、同条第一項に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき、同条第二項第二号の土地又は建物の所有権、地上権又は賃借権の取得をした場合には、当該土地又は建物の所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該低未利用土地権利設定等促進計画に係る都市再生特別措置法第一百九条の八の規定による公告があつた日以後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、所有権の移転の登記にあつては千分の十とし、地上権又は賃借権の設定又は移転の登記にあつては千分の五とする。

(特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記の税率の軽減)

第八十三条の二の二 省略

2・3 省略

(特定連絡道路工事施行者が取得した特定連絡道路に係る土地の所有権の移転登記の免税)

において「特定国際船舶」という。)を建造した場合又は海上運送事業者が当該期間内に第二条第一項第二号に規定する外国法人から特定国際船舶を取得した場合において、これらの海上運送事業者が、建造した特定国際船舶で事業の用に供したことのないもの又は取得した特定国際船舶で航行の安全が確保されているものとして政令で定めるものの所有権の保存の登記を受けるときは、これらの特定国際船舶の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三・五とする。

2 同上

(特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記の税率の軽減)

第八十三条の二 同上

(特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記の税率の軽減)

第八十四条の二の二 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第五条第二項に規定する特定連絡道路の工事を行う同条第一項に規定する特定連絡道路工事施行者が、道路法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号）の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に、当該特定連絡道路の用に供する土地の所有権の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

（相続に係る所有権の移転登記の免税）

第八十四条の二の三 個人が相続（相続人にに対する遺贈を含む。以下この条において同じ。）により土地の所有権を取得した場合において、当該個人が当該相続による当該土地の所有権の移転の登記を受ける前に死亡したときは、平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に当該個人を当該土地の所有権の登記名義人とするために受ける登記について、登録免許税を課さない。

2 個人が、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第 号）の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの間に、土地について相続による所有権の移転の登記を受ける場合において、当該土地が相続による土地の所有権の移転の登記の促進を特に図る必要があるものとして政令で定めるものであり、かつ、当該土地の当該登記に係る登録免許税法第十条第一項の課税標準たる不動産の価額が十万円以下であるときは、当該土地の相続による所有権の移転の登記については、登録免許税を課さない。

（産業再生委員会等の委員の登記に係る課税の特例）

第八十四条の七 省略

2・3 省略

4 株式会社産業革新投資機構の登記に係る登録免許税については、登録免許税法別表第一第二十四号（カ）「若しくは特別取締役」とあるのは、一

、「特別取締役若しくは産業競争力強化法第九十九条第一項（委員の登記）の委員」とする。

5・9 省略

（産業再生委員会等の委員の登記に係る課税の特例）

第八十四条の七 同上

2・3 同上

4 株式会社産業革新機構の登記に係る登録免許税については、登録免許税法別表第一第二十四号（カ）「若しくは特別取締役」とあるのは、一

、「特別取締役若しくは産業競争力強化法第九十五条第一項（委員の登記）の委員」とする。

5・9 同上

(清酒等に係る酒税の税率の特例)

第八十七条 酒税法第三条第七号に規定する清酒、同条第八号に規定する合成清酒、同条第九号に規定する連続式蒸留焼酎、同条第十号に規定する単式蒸留焼酎、同条第十三号に規定する果実酒又は同条第十八号に規定する発泡酒（所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第二項第一号又は第二号に掲げるものに該当するものに限る。以下この条において「発泡酒」という。）（以下この条において「清酒等」という。）の製造者のうちその年度（その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間をいう。以下この条において同じ。）の開始前一年間における酒類の製造場から移出した酒類（酒税法第二十八条若しくは第二十九条の規定又は第八十七条の六の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。）の数量が一万キロリットル以下である酒類の製造者（以下この条において「特例適用製造者」という。）が、平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十日までに酒類の製造場から清酒等を移出する場合において、その年度（その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間をいう。以下この条において同じ。）の開始前一年間における清酒等のそれぞれの酒類（同法第二十八条又は第二十九条の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。）の製造場から移出した数量（次項において「前年度課税移出数量」という。）が千三百キロリットル以下であるときは、当該清酒等の製造者がその年度に酒類の製造場から移出する清酒等（当該千三百キロリットル以下である清酒等の品目と同じ品目の酒類であるものに限り、当該移出につき同法第三十条第三項の規定の適用を受けるものを除く。）の二百キロリットルまでのものに係る酒税の税額は、同法第二十三条及び次条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる酒類の移出の日が同表の中欄に掲げる期間のいずれに属するかに応じ、これらの規定により計算した金額に同表の下欄に定める割合を乗じて計算した金額とする。

酒税法第三条第七号に規定する清酒、同条第九号に規定する連続式蒸留焼酎	酒類	期間	割合
平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで	百分の八十		

(清酒等に係る酒税の税率の特例)

第八十七条 酒税法第三条第七号に規定する清酒、同条第八号に規定する合成清酒、同条第九号に規定する連続式蒸留焼酎、同条第十号に規定する単式蒸留焼酎、同条第十三号に規定する果実酒又は同条第十八号に規定する発泡酒（同法第二十三条第二項第一号又は第二号に掲げるものに該当するものに限る。以下この条において「発泡酒」という。）（以下この条において「清酒等」という。）の製造者が、平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に酒類の製造場から清酒等を移出する場合において、その年度（その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間をいう。以下この条において同じ。）の開始前一年間における清酒等のそれぞれの酒類（同法第二十八条又は第二十九条の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。）の製造場から移出した数量（次項において「前年度課税移出数量」という。）が千三百キロリットル以下であるときは、当該清酒等の製造者がその年度に酒類の製造場から移出する清酒等（当該千三百キロリットル以下である清酒等の品目と同じ品目の酒類であるものに限り、当該移出につき同法第三十条第三項の規定の適用を受けるものを除く。）の二百キロリットルまでのものに係る酒税の税額は、同法第二十三条及び次条の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に百分の八十（合成清酒及び発泡酒にあっては、百分の九十）を乗じて計算した金額とする。

2 前項の場合において、その年度の前年度課税移出数量が千キロリットルを超える三千三百キロリットル以下である年度（以下この項において「特定年度」という。）があるときは、特例適用製造者が当該特定年度に酒類の製造場から移出する清酒等に係る前項の規定の適用については、同項中「」が千三百キロリットル以下で」とあるのは「」が千キロリットルを超え千三百キロリットル以下である年度（以下この項において「特定年度」という。）が」と、「その年度に」とあるのは「当該特定年度に」と、「当該三千三百キロリットル以下」とあるのは「当該千キロリットルを超え千三百キロリットル以下」と、同項の表中「百分の八十」とあるのは「百分の九十」と、「九十分の六十四」とあるのは「百分の八十」と、「百分の九十」とあるのは「百分の九十五」とする。

燒酎、同条第十号に規定する単式蒸留焼酎又は同条第十三号に規定する果実酒（同条第三号ハに規定するその他の発泡性酒類に該当するものに限る。）	
酒税法第三条第十号に規定する果実酒（同条第三号ハに規定するその他の発泡性酒類に該当するものを除く。）	
酒税法第三条第八号に規定する合成清酒又は発泡酒	

2 前項の場合において、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十日までの間の各年度のうちに前年度課税移出数量が千キロリットルを超える三千三百キロリットル以下である年度（以下この項において「特定年度」という。）があるときは、前項に規定する清酒等の製造者が当該特定年度に酒類の製造場から移出する清酒等に係る同項の規定の適用については、同項中「」とあるのは「」が千三百キロリットル以下である年度（以下この項において「特定年度」という。）が」と、「その年度に」とあるのは「当該特定年度に」と、「当該三千三百キロリットル以下」とあるのは「当該千キロリットルを超え千三百キロリットル以下」と、「百分の八十」とあるのは「百分の九十」と、「九十分の六十四」とあるのは「百分の八十」と、「百分の九十」とあるのは「百分の九十五」とする。

(ビールに係る酒税の税率の特例)

「とあるのは「当該千キロリットルを超える三百キロリットル以下」と「百分の八十」とあるのは「百分の九十」と、「百分の九十」とあるのは「百分の九十五」とする。

第八十七条の四 平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に初めて酒税法第七条第一項の規定によりビール（同法第三条第十号に規定するビールをいう。以下この条において同じ。）の製造免許を受けた者のうちその年度（その年の四月一日からその年の翌年三月三十日までの間をいう。以下この条において同じ。）の開始前一年間ににおける酒類の製造場から移出した酒類（同法第二十八条若しくは第二十九条の規定又は第八十七条の六の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。）の数量が一万キロリットル以下である酒類製造者（以下この項及び次項において「特例適用製造者」という。）が、当該製造免許を受けた日から五年を経過する日の属する月の末日までの間に酒類の製造場からビールを移出する場合において、その年度の開始前一年間ににおける酒類の製造場から移出したビール（同法第二十八条若しくは第二十九条の規定又は第八十七条の六の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）の数量（次項において「前年度課税移出数量」という。）が千三百キロリットル以下であるときは、当該特例適用製造者がその年度に酒類の製造場から移出するビール（当該移出につき同法第三十条第三項の規定の適用を受けるものを除く。）の二百キロリットル（政令で定める場合にあつては、政令で定める方法により計算した数量）までのものに係る酒税の税額は、同法第二十三条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の八十五を乗じて計算した金額とする。

2 前項の場合において、同項に規定するビールの製造免許を受けた日以後五年を経過する日の属する年度の末日までの間の各年度のうちに前年度課税移出数量が千キロリットルを超える三百キロリットル以下である年度（以下この項において「特定年度」という。）があるときは、特例適用製造者が当該特定年度に酒類の製造場から移出するビールに係る前項の規定の適用については、同項中「千三百キロリットル以下」とあるのは「千キロリットルを超える三百キロリットル以下である年度（以

(ビールに係る酒税の税率の特例)

第八十七条の四 平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に初めて酒税法第七条第一項の規定によりビール（同法第三条第十号に規定するビールをいう。以下この条において同じ。）の製造免許を受けた者が、当該製造免許を受けた日から五年を経過する日の属する月の末日までの間に酒類の製造場からビールを移出する場合において、その年度（その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間をいう。以下この条において同じ。）の開始前一年間ににおけるビール（同法第二十八条若しくは第二十九条の規定又は第八十七条の六の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）の製造場から移出した数量（次項において「前年度課税移出数量」という。）が千三百キロリットル以下であるときは、当該ビールの製造者がその年度に酒類の製造場から移出するビール（当該移出につき同法第三十条第三項の規定の適用を受けるものを除く。）の二百キロリットル（政令で定める場合にあつては、政令で定める方法により計算した数量）までのものに係る酒税の税額は、同法第二十三条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の八十五を乗じて計算した金額とする。

2 前項の場合において、平成二十七年四月一日から同項に規定するビールの製造免許を受けた日以後五年を経過する日の属する年度の末日までの間の各年度のうちに前年度課税移出数量が千キロリットルを超える三百キロリットル以下である年度（以下この項において「特定年度」という。）があるときは、前項に規定するビールの製造者が当該特定年度に酒類の製造場から移出するビールに係る同項の規定の適用については、同項中「その年度」とあるのは「平成二十七年四月一日から当該五年

下この項において「特定年度」という。)が」と、「その年度に」とあるのは「当該特定年度に」と、「百分の八十五」とあるのは「百分の九十二・五」とする。

3 平成三十年三月三十一日以前に酒税法第七条第一項の規定によりビールの製造免許を受けた者のうちその年度の開始前一年間における酒類の製造場から移出した酒類の数量が一万キロリットル以下である酒類製造者(以下この項及び次項において「特例適用製造者」という。)が、同年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に酒類の製造場からビールを移出する場合において、その年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に酒類の製造場からビールを移出する場合において、「その年度の開始前一年間における酒類の製造場から移出したビール(同法第二十八条若しくは第二十九条の規定又は第八十七条の六の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)の数量(次項において「前年度課税移出数量」という。)が千三百キロリットル以下であるときは、当該ビールの製造者がその年度に酒類の製造場から移出するビール(当該移出につき同法第三十条第三項の規定の適用を受けるものを除く。)の二百キロリットルまでのものに係る酒税の税額は、同法第二十三条第一項の規定にかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の八十五を乗じて計算した金額とする。

4 前項の場合において、その年度の前年度課税移出数量が千キロリットルを超える場合において、「特定年度」という。)があるときは、特例適用製造者が当該特定年度に酒類の製造場から移出するビールに係る前項の規定の適用については、同項中「千三百キロリットル以下で」とあるのは「千キロリットルを超え一千三百キロリットル以下である年度(以下この項において「特定年度」という。)があるときは、前項に規定するビールの製造者が当該特定年度に酒類の製造場から移出するビールに係る同項の規定の適用については、同項中「その年度の」とあるのは「平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間の各年度のうちにその年度の」と、「百分の八十五」とあるのは「百分の九十二・五」とする。

3 平成二十五年三月三十一日以前に酒税法第七条第一項の規定によりビールの製造免許を受けた者が、同年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に酒類の製造場からビールを移出する場合において、「その年度の開始前一年間におけるビール(同法第二十八条又は第二十九条の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)の製造場から移出した数量(次項において「前年度課税移出数量」という。)が千三百キロリットル以下であるときは、当該ビールの製造者がその年度に酒類の製造場から移出するビール(当該移出につき同法第三十条第三項の規定の適用を受けるものを除く。)の二百キロリットルまでのものに係る酒税の税額は、同法第二十三条第一項の規定にかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の八十五を乗じて計算した金額とする。

百分の九十二・五」とする。

4 前項の場合において、平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間の各年度のうちに前年度課税移出数量が千キロリットルを超える場合において、「特定年度」という。)があるときは、特例適用製造者が当該特定年度に酒類の製造場から移出するビールに係る前項の規定の適用については、同項中「千三百キロリットル以下で」とあるのは「千キロリットルを超え一千三百キロリットル以下である年度(以下この項において「特定年度」という。)がある」と、「その年度に」とあるのは「当該特定年度に」と、「百分の八十五」とあるのは「百分の九十二・五」とする。

5 第一項及び第三項に規定する特例適用製造者が、相続(包括遺贈を含

む)を経過する日の属する年度」と、「開始前」とあるのは「末日までの間の各年度のうちにその年度の開始前」と、「千三百キロリットル以下で」とあるのは「千キロリットルを超える三千三百キロリットル以下である年度(以下この項において「特定年度」という。)が」と、「その年度に」とあるのは「当該特定年度に」と、「百分の八十五」とあるのは「百分の九十二・五」とする。

（む。）により酒類の製造場におけるビールの製造業を承継した相続人（包括受遺者を含む。）又は合併により酒類の製造場におけるビールの製造業を承継した法人である場合における第一項及び第三項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税)
第八十七条の六 省略

第八十七条の六 省略

国税通則法第七十四条の四第一項（第四号から第六号までに係る部分に限る。）及び第二項並びに第七十四条の七から第七十四条の十一まで並びに第七十四条の十三の規定は第一項に規定する酒類で同項に規定する方法により購入したと認められる者（以下この項及び次項において「免税酒類購入者」という。）について、同法第七十四条の四第三項、第七十四条の七、第七十四条の八及び第七十四条の十三の規定は免税酒類購入者と取引があると認められる者について、それぞれ準用する。この場合において、同法第七十四条の四第一項中「酒類製造者等（酒類製造者（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第七条第一項（酒類の製造免許）に規定する酒類製造者をいう。以下この条において同じ。）、酒母（同法第三条第二十四号（その他の用語の定義）に規定する酒母をいう。以下この条において同じ。）若しくはもろみ（同法第三条第二十五号に規定するもろみをいう。以下この条において同じ。）の製造者、酒類（同法第二条第一項（酒類の定義及び種類）に規定する酒類をいう。以下の条において同じ。）の販売業者又は特例輸入者（同法第三十条の六第三項（納期限の延長）に規定する特例輸入者をいう。第四号において同じ。）をいう。第三項において同じ。）」とあるのは「租税特別措置法第八十七条の六第一項に規定する酒類で同項に規定する方法により購入したと認められる者（以下この項及び第三項において「免税酒類購入者」という。）」と、「これらの者」とあるのは「免税酒類購入者」とあるのは「免税酒類購入者が所持する租税特別措置法第八十七条の六第一項の規定の適用を受けた酒類」と、同項第五号中「酒類、酒母若しくはもろみの製造、貯蔵若しくは販売又は酒類の保税地域からの引取り」とあるのは「前号に掲げる酒類」と、同項第六号中「酒類、酒母又はもろ

第八十七条の六 同上

国税通則法第七十四条の四第一項（第四号から第六号までに係る部分に限る。）及び第二項並びに第七十四条の七から第七十四条の十一まで並びに第七十四条の十三の規定は第三項又は第五項の規定による酒税の納税義務がある者又は納税義務があると認められる者について、同法第七十四条の四第三項、第七十四条の七、第七十四条の八及び第七十四条の十三の規定は第一項の規定の適用を受けた酒類につき第三項又は第五項の規定による酒税の納税義務がある者又は納税義務があると認められる者と取引があると認められる者について、それぞれ準用する。この場合において、同法第七十四条の四第一項中「酒類製造者等（酒類製造者（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第七条第一項（酒類の製造免許）に規定する酒類製造者をいう。以下この条において同じ。）、酒母（同法第三条第二十四号（その他の用語の定義）に規定する酒母をいう。以下この条において同じ。）若しくはもろみ（同法第三条第二十五号に規定するもろみをいう。以下この条において同じ。）の製造者、酒類（同法第二条第一項（酒類の定義及び種類）に規定する酒類をいう。以下この条において同じ。）の販売業者又は特例輸入者（同法第三十条の六第三項（納期限の延長）に規定する特例輸入者をいう。第四号において同じ。）をいう。第三項において同じ。）とあるのは「租税特別措置法第八十七条の六第三項又は第五項の規定による酒税の納税義務がある者又は納税義務があると認められる者（以下この項及び第三項において「免税酒類に係る納税義務者等」という。）」と、「これらの者」とあるのは「免税酒類に係る納税義務者等」と、同項第四号中「酒類の販売業者又は特例輸入者が所持する酒類」とあるのは「免税酒類に係る納税義務者等が所持する租税特別措置法第八十七条の六第一項の規定の適用を受けた酒類」と、同項第五号中「酒類、酒母若しくはもろみの製造貯

みの製造、貯蔵又は販売上必要な建築物、機械、器具、容器又は原料」とあるのは「第四号に掲げる酒類に係る容器」と、同条第二項中「前項第一号から第四号までに掲げる物件又はその原料」とあるのは「前項第四号に掲げる酒類」と、「これらの物件又はその原料」とあるのは「当該酒類」と、同条第三項中「酒類製造者等に原料を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し酒類製造者等」とあるのは「免税酒類購入者」と、「これらの者」とあるのは「その者」と読み替えるものとする。

12 前項の規定により国税通則法第七十四条の四第一項（第四号から第六号までに係る部分に限る。以下この項において同じ。）及び第二項の規定が準用される免税酒類購入者は同条第一項に規定する酒類製造者等とみなして同法第二百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の四第一項及び第二項に係る部分に限る。）及び第一百三十条の規定を、前項の規定により同法第七十四条の四第三項の規定が準用される免税酒類購入者と取引があると認められる者は同項に規定する者とみなして同法第二百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の四第三項に係る部分に限る。）及び第一百三十条の規定を、それぞれ適用する。

13 15 省略

（入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例）

第八十八条の二 たばこ税法第十一條第二項に規定する特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこのうち、平成三十一年三月三十一日までに、本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する同法第二条第二項第一号イに掲げる紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、同法第十一條第二項の規定にかかわらず、千本につき一万二千円とする。

2 前項の規定は、商業量に達する数量の同項に規定する紙巻たばこには

蔵若しくは販売又は酒類の保税地域からの引取り」とあるのは「租税特別措置法第八十七条の六第四項に規定する酒類の同項に規定する譲渡等（次号において「免税酒類の譲渡等」という。）」と、同項第六号中「酒類、酒母又はもろみの製造、貯蔵又は販売上必要な建築物、機械、器具、容器又は原料」とあるのは「免税酒類の譲渡等に係る容器」と、同条第二項中「前項第一号から第四号までに掲げる物件又はその原料」とあるのは「前項第四号に掲げる酒類」と、「これらの物件又はその原料」とあるのは「前項第四号に掲げる酒類」と、「これらの者」とあるのは「その者」と読み替えるものとする。

12 前項の規定により国税通則法第七十四条の四第一項（第四号から第六号までに係る部分に限る。以下この項において同じ。）及び第二項の規定が準用される第三項又は第五項の規定による酒税の納税義務がある者又は納税義務があると認められる者は同条第一項に規定する酒類製造者等とみなして同法第二百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の四第一項及び第二項に係る部分に限る。）及び第一百三十条の規定を、前項の規定により同法第七十四条の四第三項の規定が準用される第一項の規定の適用を受けた酒類につき第三項又は第五項の規定による酒税の納税義務がある者又は納税義務があると認められる者と取引があると認められる者は同条第三項に規定する者とみなして同法第二百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の四第三項に係る部分に限る。）及び第一百三十条の規定を、それぞれ適用する。

13 15 同上

（入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例）

第八十八条の二 たばこ税法第十一條第二項に規定する特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこのうち、平成三十一年三月三十一日までに、本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する同法第二条第二項第一号に規定する第一種の製造たばこに係るたばこ税の税率は、同法第十一条第二項の規定にかかわらず、千本につき一万千円とする。

2 前項の規定は、商業量に達する数量の同項に規定する第一種の製造た

適用しない。

(バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例)

第八十八条の七 挥発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第十二条の五第一項第三号に規定する揮発油特定加工業者又は同法第十七条の三第一項に規定する揮発油生産業者が、次のいずれかに掲げる物品（当該物品であることにつき、第五項又は第六項の規定により経済産業大臣が証明したものに限る。以下この項及び第九項において「証明済バイオエタノール等」という。）と揮発油（次に掲げる物品のうち証明済バイオエタノール等以外のもの又は次に掲げる物品以外のアルコール含有物若しくはエチル一ターシヤリーブチルエーテルを混和して製造した揮発油を除く。）とを混和して製造した揮発油であつて同法第十三条に規定する揮発油規格に適合するもの（以下この条において「バイオエタノール等揮発油」という。）を、平成三十五年三月三十日までに、その製造場（政令で定める場所を除く。）から移出する場合における当該バイオエタノール等揮発油に係る揮発油税法第八条第一項の規定の適用については、当該バイオエタノール等揮発油の数量から当該バイオエタノール等揮発油に混和された第一号に掲げる物品に含まれるエタノール及び当該バイオエタノール等揮発油に混和された第二号に掲げる物品の原料となつたエタノールの数量に相当する数量を控除した数量を当該製造場から移出した揮発油の数量とみなして、同項の規定を適用する。

一・二 省略

2 前項の規定は、同項の移出をした揮発油の製造者（次項前段の届出をした者に限る。）が、当該移出をした日の属する月分の揮発油税法第十一条第一項の規定による申告書（地方揮発油税法第七条第一項の規定によるものを含み、揮発油税法第十条第一項に規定する期限内に提出するものに限る。第八十九条の二第二項、第八十九条の三第二項及び第六項並びに第九十条第二項及び第六項において同じ。）に当該揮発油の移出に関する明細書を添付する場合に限り、適用する。

3 5 8 省略

9 挥発油税法第二十四条及び第二十五条第二号並びに国税通則法第七十四条の五第二号（ロ及びニを除く。）、第七十四条の七から第七十四条

ばこには適用しない。

(バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例)

第八十八条の七 挥発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第十二条の五第一項第三号に規定する揮発油特定加工業者又は同法第十七条の三第一項に規定する揮発油生産業者が、次のいずれかに掲げる物品（当該物品であることにつき、第五項又は第六項の規定により経済産業大臣が証明したものに限る。以下この項及び第九項において「証明済バイオエタノール等」という。）と揮発油（次に掲げる物品のうち証明済バイオエタノール等以外のもの又は次に掲げる物品以外のアルコール含有物若しくはエチル一ターシヤリーブチルエーテルを混和して製造した揮発油を除く。）とを混和して製造した揮発油であつて同法第十三条に規定する揮発油規格に適合するもの（以下この条において「バイオエタノール等揮発油」という。）を、平成三十年三月三十日までに、その製造場（政令で定める場所を除く。）から移出する場合における当該バイオエタノール等揮発油に係る揮発油税法第八条第一項の規定の適用については、当該バイオエタノール等揮発油の数量から当該バイオエタノール等揮発油に混和された第一号に掲げる物品に含まれるエタノール及び当該バイオエタノール等揮発油に混和された第二号に掲げる物品の原料となつたエタノールの数量に相当する数量を控除した数量を当該製造場から移出した揮発油の数量とみなして、同項の規定を適用する。

一・二 同上

2 前項の規定は、同項の移出をした揮発油の製造者（次項前段の届出をした者に限る。）が、当該移出をした日の属する月分の揮発油税法第十一条第一項の規定による申告書（地方揮発油税法第七条第一項の規定によるものを含み、揮発油税法第十条第一項に規定する期限内に提出するものに限る。第八十九条の二第二項、第八十九条の三第二項及び第六項並びに第九十条第二項及び第六項において同じ。）に当該揮発油の移出に関する明細書を添付する場合に限り、適用する。

3 5 8 同上

9 挥発油税法第二十四条及び第二十五条第二号並びに国税通則法第七十四条の五第二号（ロ及びニを除く。）、第七十四条の七から第七十四条

の十一まで、第七十四条の十二第三項及び第七十四条の十三の規定はバイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等（第一項第二号に掲げる物品に係るものに限る。）の製造者、輸入者若しくは販売業者について、同法第七十四条の五第二号ハの規定はバイオエタノール等揮発油の製造者について、それぞれ準用する。この場合において、揮発油税法第二十四条中「揮発油の製造者若しくは販売業者、特例輸入者又は第十六条の三第一項若しくは第十六条の五第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「バイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等（租税特別措置法第八十八条の七第一項第二号に掲げる物品に係るものに限る。）の製造者、輸入者若しくは販売業者」と、「揮発油の製造」とあるのは「同項各号に掲げる物品の製造」と、国税通則法第七十四条の五第二号イ中「揮発油（同法第二条第一項（定義）に規定する揮発油（同法第六条（揮発油等とみなす場合）の規定により揮発油とみなされる物を含む。）」とあるのは「物品（租税特別措置法第八十八条の七第一項各号に掲げる物品）と、同号ハ中「イに規定する者」とあるのは「バイオエタノール等揮発油の製造者又はイに規定する者」と、「揮発油又はロに規定する揮発油」とあるのは「物品」と、同法第七十四条の十二第三項中「揮発油の」とあるのは「物品の」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

前項の規定により揮発油税法第二十四条及び国税通則法第七十四条の五第二号（ロ及びニを除く。）の規定が準用される同項のバイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は同項の証明済バイオエタノール等の製造者、輸入者若しくは販売業者（同項の規定により準用される揮発油税法第二十五条第二号の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は揮発油税法第二十四条に規定する者とそれぞれみなして同法第二十八条第六号及び第二十九条第一項並びに国税通則法第一百二十八条（第二号中同法第七十四条の五第二号イ及びハに係る部分並びに第三号中同条第二号イに係る部分に限る。）及び第一百三十条の規定を、前項の規定により同法第七十四条の五第二号ハの規定が準用される同項のバイオエタノール等揮発油の製造者は同号ハに規定する者とみなして、同法第一百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号イに係る部分に限る。）及び第一百二十九条の規定を、前項の規定により同法第七十四条の五第二号ハの規定が準用される同項のバイオエタノール等揮発油の製造者は同号ハに規定する者とみなして、同法第一百二十七

の十一まで、第七十四条の十二第三項及び第七十四条の十三の規定はバイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等（第一項第二号に掲げる物品に係るものに限る。）の製造者、輸入者若しくは販売業者について、同法第七十四条の五第二号ハの規定はバイオエタノール等揮発油の製造者について、それぞれ準用する。この場合において、揮発油税法第二十四条中「揮発油の製造者若しくは販売業者、特例輸入者又は第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「バイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等（租税特別措置法第八十八条の七第一項第二号に掲げる物品に係るものに限る。）の製造者、輸入者若しくは販売業者」と、「揮発油の製造」とあるのは「同項各号に掲げる物品の製造」と、国税通則法第七十四条の五第二号イ中「揮発油（同法第二条第一項（定義）に規定する揮発油（同法第六条（揮発油等とみなす場合）の規定により揮発油とみなされる物を含む。）」とあるのは「物品（租税特別措置法第八十八条の七第一項各号に掲げる物品）と、同号ハ中「イに規定する者」とあるのは「バイオエタノール等揮発油の製造者又はイに規定する者」と、「揮発油又はロに規定する揮発油」とあるのは「物品」と、同法第七十四条の十二第三項中「揮発油の」とあるのは「物品の」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

前項の規定により揮発油税法第二十四条及び国税通則法第七十四条の五第二号（ロ及びニを除く。）の規定が準用される同項のバイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は同項の証明済バイオエタノール等の製造者、輸入者若しくは販売業者（同項の規定により準用される揮発油税法第二十五条第二号の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は揮発油税法第二十四条に規定する者とそれぞれみなして同法第二十八条第六号及び第二十九条第一項並びに国税通則法第一百二十八条（第二号中同法第七十四条の五第二号イ及びハに係る部分並びに第三号中同条第二号イに係る部分に限る。）及び第一百三十条の規定を、前項の規定により同法第七十四条の五第二号ハの規定が準用される同項のバイオエタノール等揮発油の製造者は同号ハに規定する者とみなして、同法第一百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号イに係る部分に限る。）及び第一百二十九条の規定を、前項の規定により同法第七十四条の五第二号ハの規定が準用される同項のバイオエタノール等揮発油の製造者は同号ハに規定する者とみなして、同法第一百二十七

る部分に限る。) 及び第百三十条の規定を、それぞれ適用する。

11 省略

(揮発油価格高騰時における揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例規定の適用停止)

第八十九条 省略

25 12 省略

13 挥発油を保税地域から引き取る揮発油の販売業者が、その住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地のうち一の場所につき、指定日以後一月以内に政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたときは、指定日前に保税地域から引き取られた控除対象揮発油については、当該揮発油の販売業者を揮発油の製造者と、当該承認を受けた場所を揮発油の製造場とみなして、この条の規定を適用する。

14 15 省略

16 第二項の告示の日の属する月の翌月の初日(以下この条において「適用日」という。)前に揮発油の製造場から移出された揮発油で、揮発油税法第十四条第三項(第八十九条の三第三項及び第九十条第三項並びに同法第十五条第三項及び第十六条の三第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同法第十四条第三項各号に定める日が適用日以後に到来するものに限る。)について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の税率は、前条第一項の税率とする。

17 次の表の上欄に掲げる規定により揮発油税及び地方揮発油税の免除を受けて適用日前に揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた揮発油について、適用日以後に同表の下欄に掲げる規定に該当することとなつた場合における当該揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の税率は、前条第一項の税率とする。

第八十九条の四第一項	免除の規定
第八十九条の四第四項において準用する揮発油税法第十四条の	追徴の規定

。) 及び第百二十九条の規定を、それぞれ適用する。

11 同上

(揮発油価格高騰時における揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例規定の適用停止)

第八十九条 同上

25 12 同上

13 挥発油を保税地域から引き取る揮発油の販売業者が、その住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地のうち一の場所につき、指定日以後一月以内に政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたときは、指定日前に保税地域から引き取られた控除対象揮発油については、当該揮発油の販売業者を揮発油の製造者と、当該承認を受けた場所を揮発油の製造場と、それぞれみなして、この条の規定を適用する。

14 15 同上

16 第二項の告示の日の属する月の翌月の初日(以下この条において「適用日」という。)前に揮発油の製造場から移出された揮発油で、揮発油税法第十四条第三項(第八十九条の三第三項及び第九十条第三項並びに同法第十五条第三項及び第十六条の三第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同法第十四条第三項各号に定める日が適用日以後に到来するものに限る。)について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の税率は、前条第一項の税率とする。

17 同上

第八十九条の四第四項において準用する揮発油税法第十四条の	免除の規定
第八十九条の四第四項において準用する揮発油税法第十四条の	追徴の規定

第九十条の二第一項 用する揮発油税法第十四条の三 第七項	第九十条の二第四項において準用する揮発油税法第十四条の三 第七項	同法第十四条の三第七項	揮発油税法第十四条の三第一項	同法第十六条の五第一項	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第三項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百十一号）第十条第一項（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第二百四十九号）第三条第一項において準用する場合を含む。）	省略	省略	省略	同法第十六条の五第三項	揮発油税法第十六条の四第一項	揮発油税法第十四条の二第一項 用する揮発油税法第十四条の二 第七項

第九十条の二第四項において準用する揮発油税法第十四条の二 第七項	第九十条の二第四項において準用する揮発油税法第十四条の二 第七項	同法第十六条の四第三項	揮発油税法第十四条の二第一項 用する揮発油税法第十四条の二 第七項	同法第十六条の四第一項	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

日本国とアメリカ合衆国との間の
相互協力及び安全保障条約第六条

に基づく施設及び区域並びに日本
国における合衆国軍隊の地位に
する協定の実施に伴う関税法等の
臨時特例に関する法律（昭和二十
七年法律第二百十二号）第七条（日
本国における国際連合の軍隊の地
位に関する協定の実施に伴う所得
税法等の臨時特例に関する法律第
四条において準用する場合を含む
。）

省略

日本国とアメリカ合衆国との間の
相互防衛援助協定第六条

省略

18
5
32 省略

（石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等）

第八十九条の二 省略

7 挥発油税法第十四条第四項の規定は、前項の場合について準用する。

この場合において、同条第四項中「第一項」とあるのは「租税特別措置
法第八十九条の二第四項ただし書」と、「揮発油」とあるのは「特定石
油化学製品」と、「同項各号に定める場所」とあるのは「同項ただし書
に規定する場所」と、「第二項」とあるのは「同条第六項」と読み替え
るものとする。

8 挥発油税法第十四条第六項、第七項（移入の理由に係る部分を除く。）

及び第八項の規定は、第四項ただし書の規定に該当する特定石油化学
製品を移入した場合について準用する。この場合において、同条第六項
から第八項までの規定中「第一項」とあるのは「租税特別措置法第八十
九条の二第四項ただし書」と、「揮発油」とあるのは「特定石油化学製
品」と、「同項の」とあるのは「同項ただし書の」と、「同項各号に定
める」とあるのは「同項各号に定める」と、「第二項」とあるのは「同
条第六項」と読み替えるものとする。

8 挥発油税法第十四条第六項、第七項（移入の理由に係る部分を除く。）

及び第八項の規定は、第四項ただし書の規定に該当する特定石油化学
製品を移入した場合について準用する。この場合において、同法第十四
条第六項から第八項までの規定中「第一項」とあるのは「租税特別措置
法第八十九条の二第四項ただし書」と、「揮発油」とあるのは「特定石
油化学製品」と、「同項の」とあるのは「同項ただし書の」と、「同項各号に定
める」とあるのは「同項各号に定める」と、「第二項」とあるのは「同
条第六項」と読み替えるものとする。

同上

18
5
32 同上

（石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等）

第八十九条の二 同上

7 挥発油税法第十四条第四項の規定は、前項の場合について準用する。

この場合において、同条第四項中「第一項」とあるのは「租税特別措置
法第八十九条の二第四項ただし書」と、「揮発油」とあるのは「特定石
油化学製品」と、「同項各号に掲げる場所」とあるのは「同項ただし書
に規定する場所」と、「第二項」とあるのは「同条第六項」と読み替え
るものとする。

8 挥発油税法第十四条第六項、第七項（移入の理由に係る部分を除く。）

及び第八項の規定は、第四項ただし書の規定に該当する特定石油化学
製品を移入した場合について準用する。この場合において、同法第十四
条第六項から第八項までの規定中「第一項」とあるのは「租税特別措置
法第八十九条の二第四項ただし書」と、「揮発油」とあるのは「特定石
油化学製品」と、「同項の」とあるのは「同項ただし書の」と、「同項各号に定
める」とあるのは「同項各号に定める」と、「第二項」とあるのは「同
条第六項」と読み替えるものとする。

同上

同上

めの場所」とあるのは「同項ただし書に規定する場所」と読み替えるものとする。

各号に掲げる場所」とあるのは「同項ただし書に規定する場所」と読み替えるものとする。

10 9 挿発油税法第十三条の二、第二十四条及び第二十五条第二号並びに地方挿発油税法第十四条の二並びに国税通則法第七十四条の五第二号(二を除く。)、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第三項及び第七十四条の十三の規定は特定石油化学製品の製造者及び販売業者について、同法第七十四条の五第二号ニ、第七十四条の七、第七十四条の八及び第七十四条の十三の規定は特定石油化学製品の製造者又は販売業者に原料を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し特定石油化学製品の製造者又は販売業者と取引があると認められる者について、それぞれ準用する。この場合において、挿発油税法第十三条の二中「第三条及び第十条から第十二条の二まで」とあるのは「租税特別措置法第八十九条の二第四項」と、同法第二十四条中「挿発油の」とあるのは「特定石油化学製品の」と、「若しくは販売業者、特例輸入者又は第十六条の三第一項若しくは第十六条の五第一項に規定する挿発油をこれらに規定する場所に移入した者」とあるのは「又は販売業者」と、「販売又は保税地域からの引取り」とあるのは「又は販売」と、地方挿発油税法第十四条の二中「第五条及び第七条」とあるのは「租税特別措置法第八十九条の二第四項」と、国税通則法第七十四条の五第二号イ中「挿発油(同法第二条第一項(定義))に規定する挿発油(同法第六条(挿発油等とみなす場合))の規定により挿発油とみなされる物を含む。」をいう。以下この号及び第七十四条の十二第三項において同じ。)」とあり、並びに同号ロ及びハ中「挿発油」とあるのは「特定石油化学製品」と、同法第七十四条の十二第三項中「挿発油の」とあるのは「特定石油化学製品の」と読み替えるものとする。

省略

12 11 省略

10 9 挿発油税法第十三条の二、第二十四条及び第二十五条第二号並びに地方挿発油税法第十四条の二並びに国税通則法第七十四条の五第二号(二を除く。)、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第三項及び第七十四条の十三の規定は特定石油化学製品の製造者及び販売業者について、同法第七十四条の五第二号ニ、第七十四条の七、第七十四条の八及び第七十四条の十三の規定は特定石油化学製品の製造者又は販売業者に原料を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し特定石油化学製品の製造者又は販売業者と取引があると認められる者について、それぞれ準用する。この場合において、挿発油税法第十三条の二中「第三条及び第十条から第十二条の二まで」とあるのは「租税特別措置法第八十九条の二第四項」と、同法第二十四条中「挿発油の」とあるのは「特定石油化学製品の」と、「若しくは販売業者、特例輸入者又は第十六条の三第一項若しくは第十六条の五第一項に規定する挿発油をこれらに規定する場所に移入した者」とあるのは「又は販売業者」と、「販売又は保税地域からの引取り」とあるのは「又は販売」と、地方挿発油税法第十四条の二中「第五条及び第七条」とあるのは「租税特別措置法第八十九条の二第四項」と、国税通則法第七十四条の五第二号イ中「挿発油(同法第二条第一項(定義))に規定する挿発油(同法第六条(挿発油等とみなす場合))の規定により挿発油とみなされる物を含む。」をいう。以下この号及び第七十四条の十二第三項において同じ。)」とあり、並びに同号ロ及びハ中「挿発油」とあるのは「特定石油化学製品」と、同法第七十四条の十二第三項中「挿発油の」とあるのは「特定石油化学製品の」と読み替えるものとする。

11 同上

第四項ただし書の規定に該当する特定石油化学製品の移入をした同項ただし書に規定する場所が次に掲げる場所に該当する場合において、同項ただし書の移出をした特定石油化学製品の製造者が、当該特定石油化学製品につき、当該移出をした日の属する月分の第六項の規定による書面を同項に規定する期限内に提出し、かつ、政令で定めるところにより、当該特定石油化学製品が第四項ただし書の規定に該当するものである